

## 裁判員経験者との意見交換会議事要録

### 1 日 時

平成25年9月11日（水）午後6時30分から午後8時30分

### 2 場 所

長崎地方裁判所大会議室

### 3 主催者

長崎地方裁判所

### 4 参加者

裁判員等経験者 9名

長崎地方裁判所長 横 田 信 之（司会）

長崎地方裁判所裁判官 重 富 朗（刑事部部総括判事）

長崎地方裁判所裁判官 荒 木 未 佳（刑事部判事）

長崎地方検察庁検事 日 比 一 誠

長崎県弁護士会所属弁護士 飯 田 直 樹

### 5 議事内容等

別紙のとおり

※ 裁判員経験者1～6番（以下番号で表記）

補充裁判員経験者7～9番（以下番号で表記）

(別紙)

## 1 所長あいさつ

### ○ (司会者)

これから意見交換会を始めたいと思います。私は進行役をつとめます長崎地裁所長の横田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

裁判員制度が始まり約4年4ヶ月が経過し、長崎でも多くの裁判員裁判の審理・判決が行われており、多くの方々に裁判員として裁判に参加していただきました。

本日は、裁判員経験者意見交換会に、6人の裁判員経験者、3人の補充裁判員経験者にご参加をいただきました。裁判員経験者、補充裁判員経験者の皆さんには、お忙しい中、意見交換会に御参加いただきありがとうございました。

皆さんには、本日、裁判員としての経験を振り返っていただき、御意見や御感想をうかがいたいと思います。そして、うかがった御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく、充実した裁判員裁判を行っていきたいと思っております。

それでは、裁判員経験者以外の参加者を御紹介いたします。検察庁からは、日比検事、弁護士会からは飯田弁護士、裁判所からは重富判事、荒木判事に出席していただいております。4人の方々には、裁判員経験者の皆さんからの質問に答えていただいたり、時間があれば、裁判員経験者の方々に質問していただくことがあるかもしれません。どうぞ、よろしくお願いいたします。

## 2 意見交換

### □ 裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象

#### ○ (司会者)

まず始めに裁判員経験者の方々から、全般的な感想をうかがい、その後、進行予定表に沿って、意見交換を進めていきたいと思います。意見交換会は、実質で1時間30分程度を予定しており、途中で20分程度の休憩時間を取ります。意見交換会終了後は20分程度、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間をとった上、この会を終了することにいたします。御協力をお願いいたします。

まず、皆さんに、裁判員、補充裁判員を経験されてどのような御感想、御意見をお持ちなのか、お話いただきたいと思います。裁判員経験者1番の方からお願いします。

1番の方は、殺意について争いのある殺人未遂事件で、選任期日を含めて7日間裁判員を担当されたということですのでよろしいですね。それでは、よろしくお願いいたします。

#### ○ (1番)

僕たちの事件のときは、中国人の方がかかわっている事件ということで、通訳の方を交えて裁判が行われたんですが、そのときに、通訳を介して会話をしていくので非常に時間が長くなって、それがなかなか大変だったというか、そういうふうな印象を受けました。そういうところがあったので、言葉の細かいニュアンスだったりそういう部分が、伝わっているのかなっていう不安も、少しあったかなと思います。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、2番の方は殺人未遂の殺意に争いのある事件で、3日間裁判員を担当されたということによろしいでしょうか。それでは、よろしく願いいたします。

○ (2番)

感想というより、裁判員になりまして一つ気づいたことは、犯罪があるとその被害者も加害者も全て過去があって、そして犯罪があって、そして未来、将来という、そういうふうにとどるんですけども、私たちがこれまで、事件、犯罪があると、その加害者も被害者も、これまでのその人の生活そのものを非常に重視して、そしてマスコミも、あるいは週刊誌もそういうことを非常に大きく取り上げる。だから例えば殺人事件ですと、乱暴な話なんですけど、死刑が当たり前だとか、あるいは、正直被害者もねとかという、そういうふうに非常に重きを置いて、この犯罪そのもの、そしてそれが将来その加害者も被害者もどういう方向に進むのかということ、なかなか思い浮かばない。この裁判員制度に、私も入ってみまして気づいたのは、例えば、その加害者なり、あるいはそういう人たちも将来、どうすれば更生していくのか、そしてこの犯罪はどうして起こったのか。あるいはもうこれは、この犯罪はもう食いとめる人がいないと。もうこの人はもう死をもって報いるしかできないと。将来をずっと考えていくというのが、私がかいま見たというのが、初めて気づきました。もちろん過去のどうして起こったかという、そういう例えば、犯人、加害者の生い立ちとか、そういうことももちろん加味し、あるいは被害者、あるいは遺族の人たちの感情というのももちろん取り入れますけども、その取り入れ方が、市井の我々はどうしてもそちらを重点に考えるということで、裁判というのは、将来に向かっての皆さんの思いできちんとした判決、量刑をするんだなということを感じました。非常に勉強になります。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、3番の方は強盗殺人等の犯罪の成立には争いのない事件で、6日間裁判員を担当されたということによろしいでしょうか。それではよろしく願いいたします。

○ (3番)

私が担当しましたのは、若い方が事件を起こす案件だったんですが、長崎では近年、若年層が起こす事件が増えたというのが、ちょっと目立ったような感じがします。全国的にも若年の事件が多過ぎるような気がします。そういうことがないようにしないといかんというように実感をいたしております。裁判員に選ばれて、特にこれは実感するように至りました。これを大きく感じるようになりました。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、4番の方は現住建造物放火の責任能力に争いのある事件で、6日間裁判員を担当されたということによろしいですか。それではよろしく願いいたします。

○ (4番)

裁判員裁判のほうに参加させていただいて、一言で言うと非常に私はよかったと思っております。実際、そういう裁判の判決が出るまでの過程の中に入れてさせていただいて、事件の詳細も知ることができましたし、そういう中で、どういうポイントで見ていくかっていうのを、皆さんと話し合いながら最後まですることができたということは、非常によかったと思っております。ただ、最初の段階で、裁判所のほうからまず封筒が来て、いついつに来なさいということがあって、来たら多分40名ぐらいの方がいらっしゃって、その中で五、六人選ばれるということで、多分外れるだろうというふうに思ってたら当たっちゃったものですから、そのときのショックのほうがちよっと大きかったなと思っております。普通宝くじも当たらないのに、何でこういうのが当たるんだろうというふうに周りからもさんざん言われました。そういうことがあって、裁判をさせていただいて、結果的にはよかったなというふうに感じております。全体的には、そういうところです。

○ (司会者)

ありがとうございました。

5番の方も、同じ現住建造物放火の事件で裁判員を担当されたということによろしいですね。それではよろしく願いいたします。

○ (5番)

4番の方と大体同じような、当初から同じような感じはずっといたんですけれども、私自身も裁判というものについては、ちょっと興味があったっていうかな、そういう感じの中での裁判員制度だったので、宝くじに当たればいいものをこちらに当たってしまったということで、じゃあやろうという意欲はあったんです。意欲だけではちょっとどうしようもないということですね、その中で裁判が進む過程において、被害者と被疑者側ですね、

両方の立場に立たんといかん。なおかつ、裁判ということ、今度は中立的な立場でものを判断しなければいけないというようなことが一番大変だったということが、今でも残っております。それだけに、短期間で判断をしなければいけないと。正味5日間でしたかね、それで勝負を決めなければいけないと。その人の一生を左右する、またはその人の関係者、親族も含めて近隣の方、多くの方にも影響するというようなことがわかっておりますので、そういった広い視野でものを見ると、個人的な感情的なものだけではちょっと判断できないというのがですね、この裁判員制度を受けてみて、実際に自分がやってみて、ああ、なるほどなというのがですね。まあ、裁判官の方の苦勞というのがよくわかりまして、私自身もよく勉強になったなということですね。当初から郵便物が来たときから、その書類はフォルダーにとじてですね、新聞切り抜きも自分が担当した事件をファイルしております。きのうも夜10時ぐらいまでサッカーを見て、終わってから、ああこういったことがあったな、そうだったなというようなことを振り返って、あのときは、何で自分はこんなことを質問しなかったのかな、いや、こういったことを言ってよかったのかなというような気もするものもあります。今となっては、家族の方はどんなしてるのかなあとかですね、受刑者になる被疑者については、どこでどんなしてるのかなというようなことを、やっぱり振り返って、あれでよかったのかなあというような気持ちはあります。簡単ですが、以上です。

○ (司会者)

ありがとうございました。

それでは、6番の方も同じ現住建造物放火の事件で、裁判員を担当されたということでよろしいですね。それではよろしく申し上げます。

○ (6番)

私も4番と5番の方と一緒に裁判員を経験させていただいたんですけれども、最初、家に分厚い封筒が来たときに何だこれはって、正直思いました。読んでみて、ああって、めったに当たらないものが自分に当たったんだと思って。で、最終的に少人数の中選ばれてびっくりしたんですけれども、結果的には本当に、めったにできない経験ができて、ああよかったなって思いました。いろんなことを考えさせられる時期だったんですけれども、いろんな方の意見が聞けて、いろんな考え方を学ぶことができたなと思いました。最終的には、もう一度できたら経験したいなと思いました。以上です。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

それでは7番の方は、強盗致傷の犯罪の成立には争いのない事件で、3日間、補充裁判

員を担当されたということですのでよろしいですか。それではよろしくお願いいたします。

○ (7番)

私の場合は仕事柄、裁判所にはちょくちょく出入りをしてましたので、今まで皆さんおっしゃったように、裁判員裁判の裁判員に選ばれたのが、もう宝くじに当たったみたいに言われるけど、僕は、ああ来たねっていうふうな感じで、いつかは来るものってみたいな気持ちでずっといたもんだから、全く抵抗ありませんでした。

それと、かかわった事件ですけれども、傷害と強盗未遂ですか、そんなんで、凶悪犯罪じゃなかったもんですから、その被告のほうは同僚から財布を盗んだりとかいうふうな感じで、何度も結局捕まっては裁判を起こされてるような感じで、4度ほど前科があったみたいですね。

私が思うのは、判決を、それは出さないといかんから、出すのはそれはこの仕事ですからやむを得んにしても、2番の方がおっしゃったように、どうしてそんだけずっと、事件を起こすのを、結局フォローできないっていうかな。そのフォロー、確かに難しいと思います。私だって、刑務所から出てきた人を、従業員として雇うとかそういうのはやっぱりちょっと抵抗があるし、友達になろうと言われても、やっぱりちょっと待ってというふうな、そういうふうな気持ちもやっぱりあるもんですから全く裏腹ですよ。何とかしてやらないかんと思いつつながら、かかわり合いたくない。多分みんな一緒だと思うんです。何とかしてやらんといかんねという気持ちもあるけど、いや、でもいざその場になれば、いや、ちょっとかかわりたくというのも、そういうところのジレンマはやっぱり。もうちょっとしてやらないかんのか、ただ判決だけ、判決も大事だけど、そういうところも、ちょっとフォローする機関というかな、そういうところも固めてやらんといかんような気がしました。以上です。

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

8番の方は、1番の方と同じ殺人未遂の殺意に争いのある事件で、7日間補充裁判員を担当されたということですのでよろしいでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○ (8番)

私は1番の方と同じ、中国人どうしの殺人未遂事件の補充裁判員として参加させていただいたんですけども、やはり先ほど話ありましたように、同時通訳を介しての裁判ということで、やはり本当に被告、被害者、それぞれが言いたいことがきちっと伝わってるのかなっていうのがですね、やはり一番ひっかかったというかですね。やはりそれぞれのおの、きちっと言いたいことがあるんでしょうけど、我々何と言ってるか全然理解できな

いので、その通訳の方の言われることを聞いて、判断していくしかなかったんで、本当にきちっと伝わってるのかっていうのが、やっぱり一番気にはなりました。ただ、最初裁判に参加した際に言われたように、結果だけを見て、何て言うんでしょう、人間ですからどうしても感情が入ってしまいがちですけど、そういうの一切考えずに結果だけを見て判決を出さなきゃいけないという部分においては、ちょっと言い方に、語弊があるかもしれませんが、逆に同じ日本人どうしであれば、どうしても気持ちも入ってしまうでしょうから、かえってそのあたり、言い方は悪いかもしれませんが、気持ちがそこまで入らずに済んだという、よいと言うとおかしいんですけど、個人的な意見ですけど、そういったものがあつたかなと。ただ非常に裁判の内容自体としては、我々だけじゃなくて、当然検察官、弁護士、あと裁判官の方々も、同時通訳っていうのは非常に難しいケースだったんじゃないかなとは感じました。もう一点、その裁判員裁判というものに参加しての感想なんですけど、4年4ヶ月たったんですけど、やっぱりまだ私の周りにも経験した人ほとんどいませんし、まだそこまで本当に、何て言うんでしょう、やっぱり選ばれたら絶対参加しなきゃいけないというのは、重要視されていないような気がしてですね。ですから我々は当然、本業として仕事をしてるわけですけど、やはり裁判員裁判に参加するに当たって、なるべく仕事に支障を来さないようにという、そういった面での苦労は正直感じましたので、今後やっぱり、来年からは440人に1人ぐらいの割合で裁判員が選ばれるみたいですけど、そういった形でもっとどんどん、いろんな方が参加していくべきんじゃないかなというのは思いました。以上です。

○ (司会者)

ありがとうございました。

9番の方は、3番の方と同じ強盗殺人等の犯罪の成立には争いのない事件で、補充裁判員を担当されたということでもよろしいですか。それでは、よろしく願いいたします。

○ (9番)

そうですね。補充裁判員として参加して約半年ぐらいになるんですけど、参加する前と後では、やっぱりニュースとかでも、裁判員関係のニュースとか裁判関係のニュースに関しての関心が深まったのは、もう間違いないと思うんです。先ほど8番の方も言われましたけど、自分の職場は協力的な職場だったので、参加がスムーズにいったんですけど、やっぱり今の世の中の的には、そこまで会社が協力的なのか、どうもちよっとまだ定かじゃないので、先ほどの意見、すごく同調する部分があります。ただ、参加して一番自分が感じたのは、裁判の重苦しい空気を感じてですね、自分の周りからはやっぱり犯罪者は絶対出たくないなど、絶対自分が出させないようにしようという気持ちになりました。身内、

それから自分の友人関係とかですね。なので、やっぱり伝えられる部分で、そういった部分の情報とか、自分が体験したことを伝えてですね、絶対犯罪は起こすなよと、若い後輩とかに伝えて、そういった部分での貢献をやっぱりしていけないのかなという気は、今非常に思っております。以上です。

□ 審理のわかりやすさ (心証のとりやすさ)

○ (司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、初めのテーマであります、審理のわかりやすさ、心証の取りやすさの問題に入っていきたいと思います。皆さん方は、担当された事件がいろいろ異なりますが、まず事実と争いがある事件の御意見から伺いたいと思います。

① 殺意に争いのある事件

まず殺意に争いのある事件、これは1番の方、2番の方、8番の方が関係するかと思うんですけども、まず、殺意に争いのある事件について、殺意の認定がどうだったのか、難しい点、わかりにくい点はなかったのかあたりからお聞きしたいと思いますが、1番の方、いかがでしょうか。

○ (1番)

被害者の方と、加害者の方、もちろんそれぞれ言い分が違ったので、それを結局はどちらを信じるかというような形になったのですが。そのときに法医学者の方でしたかね、その客観的な立場から見て、例えば傷口がどうだとか、そういうふうなことを言われたのが、本当に非常に参考になったかなと思いますね。

○ (司会者)

検察官、弁護人の主張なり、その証拠も含めてですけども、特にこういう点わかりにくかったとか、そういう点はなかったですか。

○ (1番)

それこそさっき言ったように、中国人の方だったので、その言い分が、正しく、向こうが言ってることがこちらに伝わってるのかなという部分が、やっぱり不安があったように思います。

○ (司会者)

その事件は、8番の方も同じ事件だったということですが、いかがでしょうか。わかりにくかったとかいうところはありますか。

○ (8番)

そうですね。そのわかりにくいというの、まず一番、本当驚いたのは、先ほど出ました



けど、被告人と被害者と言っていることが、本当に全く逆なんです。だからそういうところちょっと我々日本人としては考えられないというところから始まって。ですから最終的には先ほど話ありましたけれど、いろんな証拠をですね、いろんな方のその専門的な意見、あと過去の事例だとか、そういったところから最終的に刺さった傷の深さだとか、刺さり方だとかそういったところも客観的に聞いた意見を基にしながら、最終的に判決だったんですけど。やっぱりそうですね、先ほど言いましたけども、それぞれ言っていることが全然違うし、本当にそれぞれの方が言っていることがこちらにきちっと伝わってたのかというところ、そこだけがやっぱり、一番大きく気にはなったとこですけど、最終的には、もう言ったように結果だけを見て、未遂で済んだんですけど一歩間違ってたら本当に人を殺めてた事件ですから、最終的にはそこで判断せざるを得なかったんだと思うんですけど。非常に難しかったと思います。

○ (司会者)

本当に言っていることが伝わってるか、通訳人が正確に通訳しているのかどうかあたりについて、ちょっと心配なところがあったという、そういうことなんでしょうか。

○ (8番)

そうですね、通訳の方も人間ですから。

○ (司会者)

そのあたりは、何か御自分で何か直接質問するとか、裁判官を通じて質問するとか、何かそんなようなことは、あったんでしょうか。1番の方。

○ (1番)

あったと思います。そのときに実際に何を質問したかは、覚えてないんですが。質問をいろいろして意見を聞いてましたね。

○ (司会者)

それから、2番の方も殺意に争いがある事件だったということですが、それで何か難しいようなところはなかったんでしょうか。

○ (2番)

やっぱり最初は難しいなと思いました。というのが、初めてそこで専門用語、態様という言葉が出ましてね。そしてこれはその用いた凶器の刃物の形状だとか、あるいは刺した跡だとか、そしてどういう状況で刺したかと、そういう一つ一つの事実認定を重ねていって、これは殺人未遂というふうな断定を、それは結局裁判官の方が一つ一つ丁寧に説明していただきましたのでわかりました。状況は確かに殺人未遂ということすらですね、特に認識できなかったというのが事実なんですけど。それと、その説明を精査していきながら、

こういうことが理解できたということです。

○ (司会者)

そうすると、検察官とか弁護人の活動といいますか、それで特にこういう点がわかりにくかったとか、こうしてもらったほうがよかったとか、そういう点というのは特にないでしょうか。

○ (2番)

それはありませんでした。審理の前に、予習復習っていいですか、そんなのがずっとこう説明を受けてましたので、だからそういう流れ、進め方っていうのが頭に入ってたので、特に審理のときに混乱したりということはありませんでした。

○ (司会者)

ありがとうございました。

② 責任能力に争いのある事件

それでは、責任能力に争いがある、これは心神耗弱かどうか争いがある事件で、4番、5番、6番の方が担当された事件ですが、その責任能力に争いがある事件はどうですか。どなたでも結構ですが、わかりにくかったとかいう点はありますでしょうか。じゃあ、5番の方、どうぞ。

○ (5番)

医学用語が出たということがその一つですけど、通常よくわからない、何しろ精神的な疾患問題の英語が出るものですから、耳にはしたことあるけど、これがどういう意味かっていうのがわからなかったということです。

一応、補充的に裁判所から資料をいただいたんですけども、それをまた家に持ち帰ってというか、こういった言葉だったんだということでネットで調べたら、私自身がかえって混乱しましてですね。これ調べんほうがよかったのかなと、知ることで墓穴掘ったなというようなことがありましたですね。ある程度のことを知っておけば、今回の裁判の結果は出せたんでしょけれども、先ほども申しましたように、ちょっと裁判ということに興味があったし、やろうという気持ち強いもんですから、これはどんなんだろうか、これはどんなんだろうかと積極的に調べることによって、何度も言うようにですけど墓穴掘って、かえってこれよかったのかなというような感じになったということです。最終的には執行猶予の問題というのが、やっぱり、どうしてもひっかかってきたということなんですけれども。その辺は皆さん、ほかの裁判員の方とちょっと似たような結果におちついたらんじゃなかったかなという気はしましたですね。

○ (司会者)

今、非常に難しく、混乱もされたということだったんですが、最後まで非常によくわからなかったのか、途中で何かわかるようになったのかというところは、その後、最終的にはどうなんでしょうか。

○ (5番)

わかりませんでした。ちょっとわからなかったものですから、ちょっと身内に医者が出たもんですから、医者にこういった病名は何って聞いたら、それはネットで調べて、こういうふうな精神科の本の中に何っていう言葉で見ればわかるよって、見たんですけど、かえって見ないほうがよかったと。知ることで混乱したということですね。

○ (司会者)

そうしますと、初めに検察官とか弁護士さんがいろいろ、その用語の説明と言いますか主張をしたり、あるいはお医者さんが証人で来て証言したりとするとするんですが、それではよくわからなかったわけですか。

○ (5番)

話の中ではちょっと、なかなかこう、ちょっとわかりにくかったですね。文書でこう起こしてみても、文書になってみて、あ、こういったことかというのが何となくこうわかってきたということですね。

○ (司会者)

ほかの裁判員の方、6番の方はいかがですか。

○ (6番)

そうですね。初めて聞く言葉だったので、最初はとても戸惑ったんですけども。もう客観的に考えるっていうのがとても難しく、どちらとも言えるような感じがしましたね。

○ (司会者)

4番の方は、いかがでしょうか。

○ (4番)

今言われたように、精神科の分野の障害の部分の範囲をどう見るのかっていう話になってきて、ちょっとやっぱり専門的な話で、一般的にはわかりにくい部分があったかと思います。特に今回の場合、検察側の精神鑑定をされた先生のお話と、弁護側の精神鑑定をされた先生のお話がちょっとずれるというか。基本的には合ってるんだけど、細かいところが大きく違うよみたいな説明になって、余計、わかりにくさを、我々にとっては非常にわかりにくい形に、病気の部分ではなかったと思います。ただ、本人さんが言われた事件の内容という事実的なものに関しては、検察官の方の最初の資料が、実は非常に私にとってはわかりやすい資料でした。A3の用紙にカラーを交えて、論点をある程度箇条書、項目別

に分けて書いていただいていたので、事実認定の部分で非常にわかりやすい部分があったということ、精神鑑定の部分で少しわかりにくかったんですけど、最後は裁判官の方3人のほうからそれぞれアドバイスをいただきながら、みんなで最終的な量刑まで進むことができたので、ちょっと鑑定人の方と精神的なものがわかりにくかったけども、ほかはよかったかなというふうに思っています。ただ1点、検察官の方の説明の内容がよかったんですけど、ちょっと早口で、時々わからないときがありました。その辺をちょっと言わせていただきます。以上です。

○ (5番)

すみません、今の4番の方に対してです。検察官と弁護士さんの資料をいただいたんですけども、もう4番の方が言われるようにですね、検察官の資料っちゅうのはもう、言っているのかどうかわかりませんが、すばらしいと思います。きれいにまとめられて、私たちが見ても、ああなるほどっていうのがわかるんですけども、弁護士さんからいただいた資料についてはですね、これで大丈夫かっていうような危惧をいたしました。これは正直な話です。これは最後に、意見の中でも私ははっきり書きました。本当に、弁護する気持ちはあるのということまで書きました。それだけ、検事さんのほうばかりべた褒めしてもどうかと思うんですけども、ちょっと弁護士さん側のほうに、もうちょっと頑張つてよと言いたいぐらいだったですね。

○ (司会者)

そうしますと、検察官の主張は割とわかりやすかったということですね。

○ (5番)

はい、わかりました。

○ (司会者)

証拠調べの内容はどうだったんでしょうか。

○ (5番)

もう大体、同じような感じだったんです。その辺は大丈夫ですね。大体わかりましたですね。今言ったのは、トータル的な書類というか、資料をいただいたときの感想であって、全体の流れということをお互いに言ってるんじゃないで、全体の中で資料がすばらしいということなんです。

○ (司会者)

6番の方、初めて聞く言葉で戸惑ったというふうに言われたんですが、言葉の意味というのは、最後には理解できたのか、最後までちょっといまいちよくわからなかったのか、そのあたりはいかがですか。

○ (6番)

言葉の意味は、もう丁寧に説明いただいたので、最終的にはわかることができました。

○ (司会者)

それから、どういうふうに判断するかっていう、判断の手法みたいなところも、問題だと思うんですが、その辺はいかがでしたか。どなたでも結構です。

○ (4番)

先ほど言ったように、その精神科的な、医学的な分野については、やっぱりみんなわからない部分もあったかと思うんですけど、最終的にその辺をどういうふうに考えて量刑をもっていくのかというところまでいったときに、皆さんとずっと話をすることと、プラス、やはり裁判官の方が自分たちもこう思うんだけどよくわからないとかですね、迷うところですよっていうのを、じかに一緒に聞かせていただいて、同じ目線でちょっと話ができたとというようなものが最後にあったんですね。そういう部分が一つ、私にとっては非常に最後までいくことができた部分だったかなと思うんです。やっぱりそのときにはいろんな御意見もありますし、わからないところも多々ありましたけど、最後に皆さん方と一緒に裁判官方と含めて話ができ、考えをまとめることができたかなというふうに実感をしています。

○ (司会者)

ありがとうございました。

検察官のほうで、特に責任能力に争いがある事件で、考慮されてる点とかはありますか。

○ (日比検察官)

責任能力は我々もなかなか医学的な知識がなくて、まず先生方からそれこそ時間かけて聞いて、それをまず自分が理解をして、それを何とかわかりやすくとは思ってるんですけど、なかなか今回の事件でも、今お話がありましたけど、専門家の方が2名証人尋問出たいただいたということがなかなかなくて、その中で、非常に御苦労されたんだろうなと。我々も早口も本当に反省しなきゃいけないところだなとは思ってるんですけど、多分私だと思うんですけど。ただ、ちょっと1点お伺いできればなと思うのが、今回、今まで裁判で証人尋問のときなんかは一問一答型っていうんですかね、我々が1回を質問して、それに対して証人の方、被告人がお答えになるというようなパターンが多かったんです。ただ裁判員が始まって、検察官のほうでは講義形式というか、先生の方に、今回はパワーポイントなんか使って説明をいただいた。検察側の証人の先生の部分がそうだったんですけど、そのあたり検察官側証人の先生の説明なんかは、我々なんか結構わかりやすかったかなと思うんです。その辺、どうなのかなという御意見を頂戴できればなと思います。

○ (司会者)

いかがでしょうか。

○ (5番)

その点についてはですね、私たちはさらに初めてですので、講義形式か、そういう問答式かというのは、もう全くわかりません。それが当たり前と思えばそう思うし。スクリーンに出して、講義みたいにやれば、ああ、そういったやり方なのかなというのがありましたので、その判断は、ちょっと多分、ほかの人も同じじゃないかなという気がする。もう、こういうやり方でするんですよっていうことですよ。

○ (日比検察官)

検察側の証人の先生の説明ということに限らせていただければと思うんですけど、率直に言って、なかなかわかりやすくしたつもりだったんですけど、その辺、いかがですかね。やっぱり難しかったということですか。

○ (5番)

いえ、最終的にはですね、わかりました。だから医学用語の深いことは、もうこっちにおいってということですね、最終的には、なるほどこういったことだなというのは、大方、ほかの裁判員の方も理解できたと思ってます。今回、私たちが担当したのはですね、たまたまなんですよ、医療関係者が多かったんですよ。そういうことで、比較的にいいのかなと思ったんですけども、やっぱり精神科ということになると、ちょっと違うなという感じで、その辺がやっぱりちょっとなじみのない言葉が右から左へばばぱっといくと、ちょっと、うーんというような感じがね。

○ (日比検察官)

今後、さらにわかりやすくしていきたいと思います。

○ (司会者)

弁護士さんは何かありますか。

○ (飯田弁護士)

4番の方、5番の方、6番の方が担当した事件の弁護人は僕ではありませんが、基本的には、検察側が責任能力について立証をしないと、証明をしなければいけないので、検察側が先に話を聞くことが多いと思います。今回は若干、弁護側からもありましたけれども。そういった場合、専門家の話と聞いていて、もともと意味が、支離滅裂だとか、言ってることがおかしいということっていうのは余りないと思うので、弁護側としては、どれだけ説明のすじが通ってないかとか、まあこの辺にほかの可能性はあるんじゃないかとか、そういったところを中心にやらざるを得ないので、どうしても揚げ足取りになったりとかで

すね、細かいところに突っ込み過ぎて、そんなところ関係あるんだろうかと思われたりしないように、うまく尋問していく必要があるかなというふうには思っていますけれども、基本的にはその弁護人、どうしても個々の訓練というか、個々が事件に当たったときに、それに応じてやる人が多いんです。あとはもう、担当の弁護人の人が、どういうふうに対応するかということに、結局戻りますけれども、細かいところに入り過ぎないように、揚げ足取りにならないように気をつけて尋問をするようには、自分が担当のときはしています。

○ (司会者)

裁判所のほうでは、特に何か工夫というか、わかりやすくするためにされてる点というのは、何かありますか。

○ (荒木裁判官)

鑑定などが予定されてる事件に関しては、今回の件も事前に鑑定人の方を交えて、審理でどういう説明をするかという、事前のカンファレンスをやりまして、どういうふうに伝えたらわかりやすいだろうかと。私たちも素人ですので、かなり難事件だなとは思ってはいたんですけど、そういう事件こそ、事前にカンファレンスというのは必要かなというふうに思いました。

③ 犯罪の成立に争いのない事件

○ (司会者)

それでは次に、犯罪の成立では争いが無いけれども、量刑等が問題になった事件についてお聞きしたいと思います。検察官、弁護人の主張、冒頭陳述とか、論告とか、弁論とか、あるいは証拠調べの中でわかりにくかったような点はなかったでしょうか。3番の方はいかがでしょうか。

○ (3番)

審理を進めていく中で、その都度、その都度書類がばーって来ましたから、その点については、理解はできました。それぞれの法的な配慮については説明がございましたので、別にこれといった疑問はございませんでした。以上です。

○ (司会者)

ありがとうございました。7番の方はいかがでしょうか。何かわかりにくかったとかいうふうな点はなかったでしょうか。

○ (7番)

いえ、被告が罪を認めてっていうことの裁判でしたから、それと事件の内容もそんな凶悪じゃなかったしで、全てわかりやすい内容で、検察のほうも、弁護側も、裁判官の方もずーっと説明してくれたので、ほとんどわからんとかいうようなことはなく、スムーズに

できたと思っております。

○ (司会者)

ありがとうございます。それでは、9番の方はどうでしょうか。

○ (9番)

私が担当した事件は、先ほどの5番の方々からあったように医療的な難しい文言とかはある事件ではなかったもので、非常に説明をその都度していただきましたので、わからないこととかっていうのはほぼなかったと思います。

④ 全体的な点について

○ (司会者)

それでは、争いがある事件、自白事件含めてですけども、全体的に、ここはちょっとわかりづらかったとか、ここはこうした方がよかったのではないかとか、どんな点でも結構ですが、何か感じられた点というのはありますか。あるいは、供述調書の取り調べとかがあったんですけども、供述調書が長かったとか、ちょっとわかりづらかったとか、そういうような点というのは何かありますか。特にないでしょうか。はい、どうぞ。

○ (4番)

勝手な想像ですけど、裁判で使われる資料って本来もっと分厚い、捜査資料を含めてのものと思うんで、分厚いものになると思うんですね。ところが今回見せていただいた資料って、そんな分厚くない資料で、もう最初の捜査関係の資料的なものはもうまとめ上げられてたので、そういう最初の部分での抵抗感というのがない形ですって入ったものですから、その辺は非常によかったと思っております。これは繰り返しになりますけど。ただ一方で、今回の場合、被告本人さんの発言ちゅうのが、なかなか出てこなかったんですね。本人のどう考えてるとか意見とか、もう言葉が少ないので、自分の考えを上手に表現できない方だったもんですから、本人さんの意見とか表情とか、そういう全体のイメージが非常に捉えにくい方だったもんですから、余計に悪いとは思ってるんだろうけど、本当に反省してるのかなとか、これからどうしたいのか。本当に、先ほどお話がありましたけど、将来的に本人さんがどういうふうに更生したいのか、生活をしたいのかっていうところを、もう少し聞きたかったというのが実感です。このところが、本人さんが軽度の発達遅滞ということもあって、表現能力がなかなか乏しかったもんですから、そういうところがやっぱり聞き取れない状態で、我々の判断で将来的な判決というか、将来の希望を持ってくださいねっていうふうな形で言ったつもりなんですけど、それが果たして伝わったのかなというのが、ちょっと心残りというか、まだ十分に理解できてないというか、反省点みたいなところは、漠然とした形で持っています。



○ (司会者)

ありがとうございました。ほかに何かありますか。

○ (5番)

どうしても、先ほど言われたように、被疑者が自分の考えをうまく表現できないというようなことでの質問とか、そういったことだったもんですから、こちらが聞きたいことがもちろん聞けないし、答えが来ない。それと最後、最後というか私自身がそう思ったのかもしれませんが、やっぱり被害者の意見も、こう何かの形で聞きたかったな、文章でもいいけれども、どういうふうに思ってますかという一言が聞けたらなという気はしましたね。今回は特に、兄弟というか姉妹だったもんですから、思う気持ちはあると思います、兄弟であれば。他人だったら、そんなないかもしれんけども、兄弟に対する思いがあったんじゃないかなと思う。結果、言い渡しが終わった後、家に帰って兄弟でどんなだったんだろうかな、被害者になる方は、お姉さんのことをどう思ってるのかなっていうのが、今でもこう気持ちの中には、ちょっと残ってるという感じですね。全然意思が我々のほうに伝わって来なかったっていうことでね、文章でもこう書いてというかね、何かあれば、ああ、こういうふうについていうことでですね。もし逆に、被害者である妹さんが裁判所に来て、こういろいろ、いろいろというか、話をすれば、我々担当した人が、量刑が変わったと思います。こちらの裁判所のほうのシステムというかな、そういった被害者は呼ぶ必要ないっていうことであったのかもしれませんが、ちょっとその辺は、我々はちょっとわからなかったんですけれどもね。ちょっとその辺が、私自身が心残りというか、その辺どうだったのかなという気は今でもしています。

○ (司会者)

今の御趣旨は、法廷で証人で被害者を取り調べた方がよかったのではないかとということですか。

○ (5番)

取り調べていうことじゃなくて、証人だけでも、どういう気持ちであるかという意味ですね、意思だけ確認したかったなど。

○ (司会者)

法廷で直接聞きたかったということですか。

○ (5番)

はい。

○ (日比検察官)

ちょっと今の点説明させていただくと、争いがあった事件なんですけど、協力が得られ

なかった事件です。ですから、証拠に出てると思うんですけど、非常に複雑な感情をお持ち、ああいう事件なので非常に複雑な事件の後で、多分いろんな気持ちの揺れがある。その中で、公開の法廷に出てきて証言をすることに対する抵抗が非常にあった事件なので、そういう面で我々という、法曹、裁判というのは、当然その被告人をどういう処分をするのかということを決めなきゃいけないんですけど、ただ他方で被害者とか、目撃者の方にも出ていただく、証言していただくということは、非常に心理的な負担を負わせることになってしまうので、その辺で、我々も悩みながら、その被害者とか目撃者の方の心理的負担をなるべく軽減しつつ、しかもわかりやすい、かつ、どういう内容を証明するか。その被害者の方はどう言われたのか、ちょっと間接なんでわからないんですけど、我々が聞いたときにはそういう非常に複雑な話をされていて、そのおっしゃられた内容については、供述調書に録取をして、七、八行だと思いますけれども、証拠調べさせていただいたっていう経緯になります。

○ (司会者)

裁判所のほうは、何かこの関係で御意見はありますか。

○ (荒木裁判官)

私たちが、被害者ですとか、生の声を聞きたいというのは常々思っているところですけど、やはり犯罪の性質ですとか、その被害者がどう思っておっしゃられるかっていう気持ちにも配慮しないといけないなというふうに思っています。ですけど、できるだけじかに聞ければいいと思いますので、検察官のほうでも努力はしていただいていると思いますので、引き続き、聞ける事件については聞きたいなというふうに思っています。

○ (5番)

わかりました。理解いたしました。

○ (司会者)

それでは、時間も1時間ほど経過しましたので、ここで20分ほど休憩したいと思います。

(午後7時30分休憩、午後7時50分再開)

□ 裁判員裁判を経験しての精神的負担について

○ (司会者)

裁判員裁判を経験されて、精神的な負担、ストレスを感じられたのか、どのように対応されたのかというような関係の問題に入りたいと思います。まず初めに、最近、被害者の方の御遺体とか、あるいは殺人未遂事件でもけがの状況の写真など、取り調べることによる精神的な負担が問題になってますので、この関係からまずお聞きしたいと思います。御

遺体やけがの写真をごらんになって、精神的な負担が大きかったのかどうかというあたりから伺いたいと思いますが、また1番からでよろしいですか。

○ (1番)

自分たちの裁判のときは、その傷口の写真を映されたりしたんですが、そのときには事前に、そういうのが苦手な方は見ないようにというような配慮があったので、特にそういった負担はなかったように思います。

○ (司会者)

2番の方は、いかがでしょうか。

○ (2番)

1番の方がおっしゃったのと、全く同じです。

○ (司会者)

3番の方は、強盗殺人等ということですが、いかがでしたでしょうか。

○ (3番)

事前に、説明されたものですから、別にそういう抵抗はございませんでした。そのときも、スライドを出されたときも、別に抵抗はございませんでした。

○ (司会者)

ありがとうございます。それでは、あと7番の方、強盗致傷事件ということですが、傷害のほうの写真とか、何か負担はありませんか。

○ (7番)

いや、先ほども言ったように、そんな強盗傷害といっても、ナイフで刺してどうこうじゃなくて、倒されてひざと腕とをすりむいたっていうあれで、こんなこと言うたらちょっと失礼ですけど、傷害といっても大したことはない写真だったから、全く、そういうふうな面では問題なかったです。

○ (司会者)

8番の方は、殺人未遂ということですが、いかがでしょうか。

○ (8番)

そうですね、私も殺人未遂って、その被害者の方、亡くなったりはしてないので、何ていうんでしょう、傷口も比較的きれいに刺さってたというか、すごい血がむちゃくちゃ出たりとか、そういうことではなかったんで、さほど抵抗はなかったですね。やっぱり、未遂で済んでたからっていうのは大きいと思う。逆にこれが本当に亡くなってる方の御遺体とかだったらちょっと。これは経験してないので何とも言えませんが、今回の裁判の内容自体では、全然抵抗はなかったです。

○ (司会者)

ありがとうございました。9番の方はいかがでしょうか。

○ (9番)

私はもう、先ほどありましたけど、事前に苦手な方を見なくてもという説明がありましたので、自分の場合はやっぱりちょっと判断材料の一つにもなるのかなと思ったので見たんですけども、精神的負担といわれればですね、そういうものは感じなかったです。

○ (司会者)

ありがとうございました。きょうお聞きした皆さん方は、余り負担を感じなかったということですが、一般的に裁判員になって、そういう殺人事件ですと、御遺体の写真とかが出てくる可能性があるんですが、その辺について、もともと裁判員になるときから、ある程度予想とか覚悟をされてるものなのか、それとも、その辺の感じはいかがなんでしょうかね。今お聞きした皆さんは、裁判員になるということで、そういう御遺体あるいはけがの写真とか見るものだと思って裁判所のほうに来られてたと、そういう感じなんでしょうか。それとも、そこまではというような感じだったのでしょうか。じゃあ、7番の方。

○ (7番)

多分皆さん、そういう気持ちは全然なかったと思います。僕もそういうようなの全くありませんでした。僕の場合は、さっき言ったように、程度としては軽い事件だったものだから、さほどなかったんですけど、最近になって、凶悪犯罪のそういう死体の写真を見たりとかでも、精神的なストレスがたまってしまうようなことを新聞で見たり読んだりして、ああ、実はもっと言えば、そこまで凶悪な犯罪の裁判員はないと思ってたんですよ。裁判員として素人が参加するんだから、軽い、軽微な犯罪だけだろうという、僕自身はそういうふうに考えてました。でも、実際、僕もかかわったのが、割と軽い犯罪、軽い犯罪といったらちょっと怒られるかもしれないけど、だったもんだから、後々結局、そういう大きな事件にも裁判員裁判制度で参加してるというのを目にして、耳にして、ああ、そういうこと、そういうのにも参加してるんだというのを聞いて、ちょっと驚いたということがあります。

○ (司会者)

3番と9番の方は強盗殺人ということで、御遺体の写真もあったかと思うんですが、どういうお気持ちだったのでしょうか。

○ (3番)

ある一線を引いて、凶悪だなと言うところ以上は、モザイクをかけてしたらいいのではないかなと思います。

○ (司会者)

御遺体の写真とかに、モザイクをかけた方がいいみたいなことですか。実際の事件の場合は、担当された事件は、モザイクはかかっていた、かかってなかったですか。

○ (3番)

その境界の境が、どこまでがどうなのか、個人の判断だと思います。そこがちょっと難しいと思います

○ (司会者)

9番の方はいかがでしょうか。

○ (9番)

先ほど、ちょっと7番の方が言われたのと自分はちょっと全く逆で、テレビのニュースで、裁判員裁判になりますよっていうときに裁判所に来てくださいという通知が来た時点で、恐らくこの事件だろうというふうに自分の中ではもう意識して覚悟してましたので、そういう遺体の写真を見たり、凶器を見たりっていうのも実際あるだろうなという中で来ましたので、もうそんなに、そんなにというあれはないですけど、はい、そうですね、抵抗はありませんでした。

○ (司会者)

あるいは、この事件で判決するのに御遺体の写真とかが必要なかどうかという、そのあたりはどういう御意見をお持ちでしょうか。

○ (9番)

そうですね。自分はやっぱり選ばれた以上は、全てにおいて責任を負う必要がやっぱりあるだろうと、自分の意見としてはありますので。ただそこは個人の差があると思うので、先ほどの見たくない人は見ないというやり方でいいんじゃないかと思います。

○ (司会者)

ほかの方は、何か御意見はありますか。4番の方、どうぞ。

○ (4番)

私たちの事件も殺人ではなかったもので、そういう負担と感ずるところは、実際なかったのかなと思ってます。ただやっぱり、我々の裁判の後に、この前の1ヶ月ぐらいの審理をするような重大犯、もっと大きな犯罪のときには多分、その死体の写真とかも含めて、大きな資料が出てくると思いますし、審理自体も長期になるということで、写真的なものプラス時期的な、期間的なものも含めての負担がふえてくるのかなと、ちょっと勝手に思ってます。ですから我々の事件は幸い、余り負担に思わなかったんじゃないかなと思うんですが、長期の部分、凶悪と本当に思えるようなときには、やはりいろんな配慮が必要かなと

いうふうに思います。やっぱり裁判員裁判で呼ばれて、我々のこの事件はこうですよという説明が何もないままに呼ばれますから、その身構えっていうのが多分できない状態で来ますので、覚悟してくることもあれば、覚悟しない人も、いろんな方がいらっしゃると思いますので、そういう部分は、あとで審理の中でいろんなフォローをしていくということがやっぱり必要なんじゃないかなというふうには、勝手に思います。済みません。

○ (司会者)

ほかの方で何か御意見ありますか。はい、1番の方。

○ (1番)

傷口を見せられたときに、もちろん、そのフィクションの中で見たものだったり、ただ画像だけをどこかで見るときの傷口だったりというのは平気でも、その刺した人が、今その裁判所の目の前にいて、その人が刺したんだと思って見る、また傷口というのは、ちょっと別に感じるのがあるんじゃないかなと思うので、だから、そういうところは自分がどういうふうに思うかっていうのは、やっぱり予想がつかない上で見るので、ちょっとまた話が変わってくるのかなというふうに思いました。

○ (日比検察官)

ちょっと、御質問させていただいてよろしいですか。裁判員の方に。逆に今、精神的負担という話もあったんですけど、亡くなった御遺体などを、見ないで判断できたのか、要するに、人が亡くなりましたっていう文字を聞いて、文字だけの話で、本当に人が亡くなったということを感じることができるのか。殺人未遂も同じだと思うんですけど、今傷の写真を見せられましたっていうお話ありましたが、この傷が刺さっていて、深さが首に3センチ刺さってましたっていう話を聞くだけで、本当に判断できたのか。それともやっぱり実際に写真を見てイメージが膨らんだということがあるのか。そのあたりの御意見を頂戴できればありがたいなと思います。

○ (司会者)

今の検察官の質問について、何か御意見のある方はおられませんか。はい、5番の方。

○ (5番)

意見ということじゃないんです。一つのアイデアとして、モザイクをかけるというのも一つだと思うんですけど、見せないで判断するというのは、やっぱり無理だと思います。だから、シルエット的にするか、モノクロでするか、ある程度の説明はどうしてもやっぱり必要だと思います。

○ (日比検察官)

それに関連して、特に3番の方と9番の方になられますかね。今回、長崎では御遺体の写真に、最初に裁判所のほうから多分、見なくてもいいって話があったんだろうと思うんですけど。検察官としても、その御遺体の写真に当初黒色の薄いカバーのようなものに乗せて、見れる方はこれを、カバーを外しますという形で工夫の方をさせていただいたんですけど、そのあたりの感想を、特に3番と9番の方に、またお伺いできればなと思うんですけども。よろしくをお願いします。

○ (司会者)

3番の方、いかがでしょうか。

○ (3番)

ある程度、説得力がやっぱり欠けるわけですよ。現実的に、やっぱりインパクトがないから。やっぱり殺人だとかいうものだというのは、やっぱり見せるためにはある程度、ああいう形でもやはり映して、説得させるべきだと思うところもあります。そうしないとみんなが理解をしないと思います。

○ (日比検察官)

ということは、やっぱり写真は見てわかりやすかったという御理解ですか。

○ (3番)

そうですね、はい。

○ (日比検察官)

ありがとうございました。

○ (司会者)

ほかにこの関係で御意見はありますか。ちなみに、裁判所のほうでは、何かこの関係で御意見等ありますか。

○ (重富裁判官)

裁判所の立場としましては、裁判員の中にそういう精神的負担を感じて、将来ですね、患ってしまう方もおられるんだということが実際にありましたので、証拠としてそういうものを本当に見せる必要があるのかどうか、その辺をちゃんと検察官、弁護人と打ち合わせて、どうしてそれを見る必要があるかという点で納得がいきましたら、なるべく精神的負担がかからないような形で見ていただくことにはなろうかと思っております。どんな事件でも死亡したら見ないといけないという、そういうふうには、実は裁判所のほうは考えておりませんので、必要性というところですね。傷の状況を見ないとはっきりわからないじゃないかとか、そういうことを言われまして、そういうところは配慮したいというふうには思っております。

○ (司会者)

今、御遺体の話があったんですが、御遺体の写真以外でも精神的負担に思われる点もあるかと思うんですけれども、その関係はどうですか。判断を下すということ自体もある意味精神的な負担になるかと思うんですけれども。その辺で、特に何か感じられる点とか、御意見とか。はい、2番の方。

○ (2番)

精神的な負担とって、先ほどから凶暴な事件の残虐性とかを認識させるっていう意味で、そういう死因を見せるか見せないかって、それによって精神的負担があるのかなのかっていうのは、実は私は、私が担当した事件で全くそういうのがなかったもので、体験がないものですので、何とも答えようがない。ただ、このテーマの精神的負担というのは、私のイメージの中ではちょっと別のことを考えてたもので。私がここで裁判にかかわって、そしてその後、ここでマスコミの方からのインタビューを受けたときに、私はこんなことを言ったんですけども。これは軽微と言ったら失礼ですけども、執行猶予付きのあれだったので、この裁判は、スムーズっていうか何の違和感もなくやりましたけども、これが重大な、凶暴性がある、とんでもない事件だと、どうですかね、裁判員として耐えることができない、それを例えばもう死刑とかいう判決、そういうものに下すのに、私は精神的な負担が、これはちょっと無理ではないかなというお話をした経験があるんですけども。ただ、ちょっとそれから月日がたちまして、やっぱり裁判というのが非常に客観的冷静に、そして透明性を帯びた一つ一つを積み上げて判決を下すというその一点の作業の中には、罪の軽重というのはないんじゃないかと。やっぱり、今言ったことの軸をきちんとして審理をしていけば、今言ったように執行猶予も死刑も、ある意味淡々とできるのではないかなというふうに思っていました。また、審理の最中、テクニクとしては、裁判官の方がずっと精神的な負担を負わないように、こうカンファレンスをしながら、レクチャーをしながら進めていかれたので、私はそういう意味での裁判員の負担というのはそれほど大きくないのではないかなというふうに思ってます。以上です。

○ (司会者)

ありがとうございました。

この関係で、ほかの方はいかがでしょうか。3番の方もそういう重い事件だったと思うんですが、いかがでしょうか。

○ (3番)

別に、精神的な負担というのは、とりたててありませんでした。

○ (司会者)



ほかの方は、いかがでしょうか。あるいは、裁判所からのある意味サポート態勢とかが十分だったのかどうかみたいなことも含めて、裁判員の負担を軽減するために、こういうこともやったほうがいいのではないかと、そういう観点でも結構です。何かこの関係で御意見、御感想はありませんか。はい、8番の方。

○ (8番)

先ほど、ちょっと私も意見させていただいたんですけど、やっぱり皆さん仕事があると思うんですね。そういった現場の証拠写真とか、そういった負担ももちろんですけど、それ以外のさっき控室で話が出ましたが、長崎って本当特殊な県ですから、離島とかもたくさんあってですね、遠くから来られる方とかも当然おられると思うので、そういった意味での、精神的な負担とはちょっと違うのかもしれないですけど、やっぱりさっきも言いましたが、裁判員裁判に参加しやすい環境づくり、仕事を持っての方でもスムーズに参加できるような、そういった基礎づくりというのをやっぱりやっていかなきゃいけないのではないかなというのは正直思います。まだ4年ちょっとですから、そこまで浸透してないっていうのもあるかもしれないんですけど、今後、やっぱり我々と同じように参加する方は、やっぱり何ていうんでしょうね、当然仕事に支障を来すわけにはいかないでしょうし、そういった意味でのフォローっていうのが、今後絶対に必要なんじゃないかなって言うのは、参加して一番大きく感じたことです。

□ その他

○ (司会者)

ありがとうございました。裁判員の負担の関係はよろしいでしょうか。それでは、その他ということに入りまして、今回補充裁判員の方も3名来られていますので、補充裁判員であるということについての御感想とか御意見とかは何かありますか。いかがでしょうか、7番の方は。

○ (7番)

同じように、やっぱり考えて、意見を出して、最後にあなたたちは判決のあれには参加できませんよというのは、やっぱりちょっと何か抵抗ありますね。もうそういうんじゃなくて、もう全員、ちゃんと判決に参加できる人だけ呼べばいいという気持ちが最初もありましたし、最後もやっぱり同じようにはありました。

○ (司会者)

8番の方はいかがでしょうか。

○ (8番)

そうですね。私も実は参加している最中に、いろいろ意見交換したときに、7番の方と

同じような意見を述べたんですけど。ただ、やっぱり実際終わって、数箇月たっているら考えたら、やはりその補充裁判員というのも当然必要だとは思いますが。ですから補充裁判員も含めた上で、何ていうんでしょうか、絶対に必要っていうことを、やっぱり皆さんに、認識をしていただきたい。だから、ともすれば補充だから、最終的に今言われたように、最終的な判決、多数決になったときに、多数決の1票には入らないわけですから、必要ないんじゃないかって思われがちですけど、やはり我々、我々というか私は、補充裁判員として参加させていただきましたが、真剣に審理にも取り組んだつもりですし、もちろん意見も述べさせていただきましたので。だから、やっぱり必ず補充裁判員というのは必要だというのは、今思っています。

○ (司会者)

ありがとうございました。9番の方はいかがでしょうか。

○ (9番)

そうですね。7番の方と、8番の方と同意見ですし、最初に選ばれたときに、いったん6名の裁判員が選ばれて、番号呼ばれなかったんでもう帰っていいなと思ってたら補充で呼ばれて。名前が補充だったんで、何かその裁判員の方に、何かがあったときに呼ばれるのかなってというイメージだったんですけど、実際に参加してくださいということだったんですよね。なので、自分の意見としては、その補充裁判員という名前をちょっと変えてもらうといいのかなっていう気はします。補充っていう時点で、ちょっとやっぱりイメージがですね、やっぱり弱いというか、勘違いされる方がやっぱり出てくるのかなと思いますので、そこはちょっと変えていただければ、ちょっと考え方が変わってくるんじゃないかと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。裁判所のほうは、何かこの関係でありますか。

○ (重富裁判官)

6名以外にその補充裁判員を選ばせていただく理由はちゃんとあることはあるんですけど。実際の評議の場で、なるべくこう補充裁判員の方も積極的に審理、評議に参加していただけるようにっていう配慮はしてあって、補充裁判員の方の意見で、裁判員の方の意見が変わってくるといけないという、それくらいのスタンスで私は大体、評議の中では臨んでいます。最終的な意見の形成というのは、裁判体としての意見ですのでっていうことで、申しわけないとは思ってるんですけど。それから最初に補充裁判員の役割ということで、口頭ですけど説明させていただいておりますので、その上で了解していただきたいというふうには思っております。

○ (司会者)

それでは、時間も大分経過しましたので、最後に、これから裁判員になられる方に対する、何かメッセージがありましたら、どなたでも結構ですが、お話しただければと思います。県民の皆様で、いろいろ不安に思ってる方もおられると思いますので、どなたか。では、2番の方、お願いします。

○ (2番)

私は、今72歳なんですけども、裁判員の候補で来たときに70歳以上は、これは免れることができるという規定があります。私は、これは一つ、国が決めた制度ですので、あえてこれを辞退することもないし、淡々と推移を眺めてたということです。だから、これから候補者として来た場合は、特別のどうしてもそれに耐えることができない、客観的な事情があれば別なんですけども、これは一つの制度ですので、淡々とその流れの中で進めていかればいけないではないかなと。また、そういう姿勢で裁判員になって、そして淡々と審理に加わっていくという、そういう姿勢でいいのではないかなというふうに思ってます。

○ (司会者)

ほかにどなたか、何か。はい、じゃあ5番の方。

○ (5番)

8番の方とちょっと意見が同じなんですけど、この裁判員制度をもっと活用するというか積極的にするというのであれば、もっと国がフォローすべきだと思います。というのは、極端な法制化とまではいかななくても、実際中小企業、または個人企業の方が参加したくても、実際にできなくなってしまうという。1日、2日だといんですけども、これが長期化ということになると個人企業の方はもう、かなりの負担というようなことになろうかと思ってですね、この辺がもうちょっと国が積極的っていうんですかね、出やすい、参加しやすいような体質づくりにしてもらったらどうかなと思うんですけどね。

○ (司会者)

ほかに。1番の方。

○ (1番)

僕は2番の方とは逆で、本当に20代そこそこの若いというか、本当若輩者っちゅう感じなんですけど、本当にこの裁判員できたのは、いい経験だったなと思って。こういう事件があったなということを思いつつ、そのニュースの事件とかを見たら、やっぱりいろんな人の人間関係だったり思うところがあって、犯罪を行ったのかなというのがあるって、先ほど言われたような、その淡々とというのとはちょっと違って、やっぱりもう

逆に感情を入れていろんな事件を考えていってやったほうがいいかなと思うんですね。その感情がなくてやるんだったら、もう人間がやらなくていいんじゃないかぐらいに思う分があるので、だからもう存分にいろいろ考えて、その上で判断していけたらいいんじゃないかなと思います。

○ (司会者)

ありがとうございました。それでは、よろしいでしょうか。6番の方。

○ (6番)

すみません、先ほどですね、5番の方がおっしゃられたように、国からの支援ということなんですけれども、私は昼間介護の仕事をしているんですけれども、夜勤ももちろんあるわけで、その会社によって違うみたいなんですけれども、私の会社では私が初めて裁判員に選ばれたんですよ。だから前例がないということで、特別休暇も与えられなかったんですよ。そのまま夜勤明け休みの、その公休を使って裁判員に参加するような形になったんですけれども、ちょっと体力的にも。5日間裁判出たんですけど、休む日が、休みがなくなったっていうか、そこら辺ちょっと、もうちょっと会社に協力的になってもらえたらなと思って上の人に相談したんですけど、やっぱり経験者がいないから、やっぱり経験しないとこのきつさは伝わらないから、ちょっとそこら辺、特別休暇ができるようになれば、負担が減るのかなと思いました。

○ (司会者)

ありがとうございました。それでは、7番の方。

○ (7番)

私が担当したときの裁判員の任命された方たち、口をそろえて、びっくりした、もうどうしようか、そういうような感じで、結局終わった後にやってよかったっていうふうな意見がほとんどでした。最初にやってみてよかったっていう結論になったんですけど、やってみたいという人もいるはずなんです。そしたら半分は公募とか考えることはしないんですかね。半分は公募して、半分は抽せんでちゅうみたい。そんなこともあってもいいんじゃないかなというふうに考えてます。

○ (重富裁判官)

法律が改正されないんですね、さっき言われたところはどうしようもなく。国民の中で、本当はやりたい人っていうのはね、おられるとは思いますが、そういう人たちだけ集めてするわけにはいかなくて、やっぱり公正さっていうのが一番大切ですので。いかに公正なメンバーをつくれるかっていうところが、まず一番大切なんじゃないかなと思っております。

○ (司会者)

それでは時間が来ましたので、これから記者との質疑応答の時間に入らせていただきます。

### 3 報道機関との質疑応答

#### ○ (NCC)

代表質問をいたします。きょうは、裁判員の経験者の皆様、お集まりいただきありがとうございます。幹事社のNCC長崎文化放送のほうから、一、二問質問をさせていただきます。まず、5番の方が感想を聞かれた際に、「今になっても、あれでよかったのかなと思うときがある」とおっしゃいましたが、そのほかの方も、実際に量刑に参加されて一定期間たった今ですけれども、人の道を決める判断を下したことに関して、今、思う、それも精神的負担にちょっとかかってくることもあるかもしれないんですが、そういうことを今感じられる方がいらっしゃるのか。あと、先ほど、介護職の方が前例がなく休暇が取れなかったというエピソードがありましたが、実際に時間的、金銭的に自分にとってちょっとハンディを負ったなどか、あるいは会社員の方は、会社からどういふふうに見られたのかというエピソードがあれば、答えていただきたいと思うんですが。答えられる方で結構です、お願いします。

#### ○ (司会者)

いかがでしょうか。はい、4番の方。

#### ○ (4番)

最初の質問で、判決を下した後、今数箇月、私たちもたってるんですけど、精神的負担というまでは多分考えてないのかもしれませんが、やはり我々がある意味人生の判断を一部分下したわけですから、非常に重く受けてるのは確かです。あれから被告の方はどうしてるんだろうと、あの判断をしたのはよかったんだろうかというのは、やはり時々思い返すことです。ですから、そういう部分ではやっぱり、どんな事件であっても判決を下すという部分では何らかの負担、心のおもしになってるという部分も、確かにあると思います。ただそれよりも、やはりそういうことを、こういう裁判に参加して判決を下すことができた、一人の力じゃないですから、皆さんと一緒にやったということに関する達成感みたいなものが、私の中では少し強く感じているところではあります。それと2番目の質問の、職場での対応ですが、私の職場でも私が最初でした。実は、最初のテストケースみたいなものが最初あったときに、うちの職場の人間が一人当たったんですけど、仕事が忙しいってということで裁判員を断ることができました。私の場合、ちょっと管理職的なものもあったので、私が参加することによって後で参加する職員の方がスムーズにいけるというふうなことも含めて、参加してよかったと思ってます。ただ、5日間、仕事を休ませてもらいました。幸いなところは曜日が飛んでたんですね。連続して5日間じゃなかったです。週2回ぐらいを2週間ちょっとで分けてやったもん

ですから、連続して休むっちゅうことがなかったことが、少しはよかったことかなというふうには思います。ただ、先ほども言いましたけど、重要犯罪の中で1か月も連続で休むということになった場合に、果たして職場はどう見てくれるのかなというのは、私も管理職ですから1か月その人が休んで仕事ができないということを、果たして職場がよしとするかっていったら、私でもちょっとそれはやめてくれというふうにいわざるを得ないのかなという感じがあります。ですから、幸いこの我々の場合、5日、6日の場合は何とかあったんですけれど、長い場合には、特に国のほうの支援、5日、6日でも、職場によっては対応をうまくしてくれなかったところが多いと思うんですよね。恐らく長期の場合には国のほうとしても制度の改正も含めて、前向きに取り組んでいただきたいというふうには望みます。せっかく始めた制度ですので、続けていただければなというふうには思います。以上です。

○ (司会者)

6番の方。

○ (6番)

すみません、先ほどの質問で、職場からどんな感じだったのかということなんですけど、介護の仕事で人手が足りないんですよ。それでやっぱり1人休むってなったら、やっぱりきつくて、やっぱり周りからはとても冷たい感じで、それって断れるんじゃないのって。簡単に、私できませんって言えばいいじゃないっていうような態度だったんですよね。それでやっぱり公休を使わないといけないということで、休み希望を5日間入れたんですけど、ほかにも本当に自分が休みたいときがあるじゃないですか。そのときにやっぱり希望を出せなかった。だからその裁判で5日間も希望を出すから、その他自分の私用のことでは休みが出せなかったし、上の人にちょっと公休ではきついので有休を使わせていただけませんかというふうにお願いをしたんですけれども、裁判に出ると報酬が後から日当分振り込まれるじゃないですか。お金が出るのに有休っていうのはおかしいんじゃないかということで、有休も断られて、ちょっときつかったです。

○ (司会者)

よろしいでしょうか。それでは、ほかの記者の方、何か御質問があれば。はい、どうぞ。

○ (NHK)

どうもきょうはお疲れのところありがとうございました。NHKと申します。せっかくの意見交換会なので、マスコミ報道についての印象をお伺いしたいと思ひまして。御自身が参加されてる裁判の審理中であつたり、あるいは判決が下された後、記事なりニ

ニュースなりを見て、どのように感じられたかとかですね、あるいは記事をその後スクラップで集めた方とか、ニュースの見方が変わった方という御意見もありましたが、もっとこういうふうに伝えてくれればとか、こういう報道をすればいいのにとか、そういう何でも結構ですので御意見があれば、どなたでも結構ですので賜りたいと思います。よろしくをお願いします。

○ (司会者)

5番の方。

○ (5番)

一番冒頭申し上げたように、積極的にこの制度に参加するという強い気持ちがあったもんですから、最近のこちらの検事さんの新聞もスクラップしております。事件、判決が3月28日だったんですけど、その翌日の新聞は、うち、とってない新聞があるもんですからそういったのをコンビニに行きまして全紙買いそろえて読んでみました。私と事件は4番の方と、二人だけだったんですけども、正確に書いてあった、私たちが言わんとすることが正確に書いてあったというところについてはですね、異論っていうか特に問題はありませんでした。報道、映像とか、そういったのはお断りしたもんですからありませんでしたので、新聞記事については、問題なかったと思っております。

○ (司会者)

はい、4番の方。

○ (4番)

すみません。今5番の方が言われたように、その記事の内容については非常に安心したというか、我々が話したことを載せていただいたっていうのはわかるんですけど。ただ一方で、私たちがかかわった事件の場合に、精神疾患の疑いがある方の犯罪ということがあって、累犯の犯罪者という形での特集みたいなのが、ちょうどそれに合わせて組まれて、記事の詳細もあるんですけど、どちらかっつうと、その障害者の支援の活動の紹介というものが、裁判の直前に何回も新聞に載るもんですから。ですから何となくその支援のシステムに乗せることがいいことなんだよみたいな感じのイメージを、その新聞社の書いてる方からは、ちょっと感じてしまいました。ですから、そういう新聞社の意図もわかるんですけども、裁判に合わせて、そういういろんな合わせたものが出てくると、我々もちょっとそういう部分でのプレッシャーがかかったのは事実です。そういうプレッシャーがあって、余計にちょっと真剣につちゅうか、我々なりに一生懸命努力はさせていただきましても、ちょっと本当に記事の、その都度新聞のほうに書かれることに関しては、プレッシャーが大きかったっていうのも事実です。以上です。



○ (司会者)

ほかの方、何かありますか。よろしいでしょうか。それではほかに、何か御質問等ありますか。よろしいですか。はい。

○ (長崎新聞社)

長崎新聞社と申します。きょうは、ありがとうございます。今お伺いした御意見の中で、御自身が体験された裁判員裁判の審理は、そう重くなかったとおっしゃられたような方もいらっしゃるんですけども、殺人とか、それこそ死刑判決を下さなければいけない裁判というのも世の中にはあると思うんです。裁判員を体験された方から見て、そういう死刑とかまで下さないといけない事件を審理することについてはどう思うか。自分が、またやってみたいと言われた方もいらっしゃいましたけれども、そういった内容の事件でもやってみたいと思われるのか、そのあたりの御意見をあらわれる方は教えていただきたいと思います。

○ (司会者)

いかがでしょうか。はい、5番の方。

○ (5番)

皆さん、裁判員の方、同じ考えだと思うんですけど、量刑の軽重にかかわらず悩んでいる。一言でいうと、悩んでるということについては、皆さん同じだと思います。特に死刑だからとか、3年だからとか、実刑だから、執行猶予つきだからとか、そういったことは関係ないと思います。悩んでることは同じだと思います。必ずしも量刑の軽重には関係ないと思ってます。以上です。

○ (司会者)

ほかにどなたかありますか。4番の方。

○ (4番)

5番の方とちょっと違って、やっぱり死刑という逆に我々が殺人者になるみたいな意識を持つような犯罪の裁判にかかわったらどうなるだろうかっていうのは、ちょっとやっぱり想像ができませんね。だから本当に今回の場合は、我々の場合3年という実刑を下したわけですけども、それで済んだ事件だったんですけども、でも実はこの後の裁判のときに死刑っていう判決が出たわけですよ。そういう部分にかかわったときにどうなんだろうといったときに、個人的にはやっぱり、かなりちょっと不安は強く持ってます。もちろん、量刑にかかわらず、今回の場合も、みんな真剣にやったのは確かなんですけど、ただやっぱり重要な犯罪には、ちょっと尻込みするという気持ちも、私はあります。以上です。

○ (長崎新聞社)

ありがとうございました。

○ (NCC)

すみません、先ほどの5番の方が、悩まれてるのはみんな同じだと思うという言い方されたんですけども、悩むというのは、その何を悩むかっていうのを、もうちょっと明確化していただきたいんです。

○ (5番)

はっきり言わせてもらえば、その辺がちょっと個人的な資質っっちゃうんですかね、その辺があろうかと思うんです。どういう悩み方してるかっていうのは、ちょっとここで具体的にっちゃうのは、やっぱり違うと思いますね。私は先ほど申したように、最後に被害者の方の意見を聞いたかった。しかし逆に聞かないほうがよかったっていう人もいるかもしれんわけです。そういうふうな悩みです。

○ (司会者)

それでは、よろしいでしょうか。7番の方。

○ (7番)

5番の方、みんな意見、考えは同じだろうと言われたけど、やっぱり執行猶予の判決を出すのと、死刑の判決を出すという、そういう裁判にかかわるのは、それはもう全然違うと思います。たまたま僕がそういう懲役何年かの判決の、ましてやその殺人とかそういう死体の写真を見たりとか、全くしてないもんだから、全くこの裁判員の裁判に対して、結局そんなに深い思いもなしに参加して、内容もそんな殺人事件とか凶悪な事件じゃなかったから、何となくスムーズにとんとんと終わって済ませた。今言われたように、そしたら死刑の判決を出さないかん裁判やったらどうかって言われたら、うーんちょっとその裁判やったら、ちょっと参加したくないなという気持ちがあります。その、何ていうかな、だからその裁判の中身によって、相当なストレスがたまるような、そういう裁判員も出てくるんじゃないかと思います。

○ (司会者)

2番の方。

○ (2番)

裁判員の候補者として選ばれて、最終的にこちらに来まして、そこで初めて事件の概要っていいですか、簡単なことを説明されて、そして裁判員として受諾しますかと、そういう経緯をたどってくるわけで、初めからこちらに候補者で来たときにあらかじめ事件がこういう事件でこうと、先入観がないままにここに来て、ここで判断するわけです。

ただそのときに、私は、一度裁判員をやった経験から言うと、それが凶悪な事件で、例えばもう死刑というようなことも想定されるようなことだから、私はもうこれは退きますということは、裁判員をした経験上、それはないと思います。それは今回の審理をしまして、最終的に判断するのは、死刑から無罪まで幅広く量刑の中で、それぞれの裁判員の方がこの事件はどういうふうな量刑がふさわしいと思うかということ、根拠を示してそれぞれが、何て言いますか、申し述べるわけです。だからそれは結果的には総意、皆さんの最大公約数で決めるということですから、一人一人の心の負担というのは非常に軽減されます。だから、そういう意味では、起こってしまった事件なので、誰かがやっぱりどこかで判断せんといかんという前提の下では、私は裁判員をした方は、むしろ今度どういう事件があっても、それには耐えていけるのではないかなというふうに思っています。

#### ○（司会者）

よろしいでしょうか。それでは本日の裁判員経験者の皆様との意見交換会を終了いたします。裁判員経験者の方々には長時間、意見交換会に御参加いただき本当にありがとうございました。皆様からいただいた御意見は、裁判員裁判の改善、より充実したわかりやすい裁判を実現するための貴重な資料になると思います。本日は、遅くまでありがとうございました。